

公益財団法人 日本検疫衛生協会

令和8年度事業計画について

定款第4条「事業」に定められている事業を、令和8年度に於ける計画（案）

令和8年度に於いても、公益財団法人としての社会的使命をもって、以下の事業を実施する。

1 海外渡航者等に対する予防接種及びその相談事業

海外渡航者に対して、予防接種に関する相談事業及び必要な予防接種を実施し、感染症の発生予防を図る。

イ) 来院者が増加傾向にある事からそれに見合った体制の充実を図る。

ロ) 事業の効率化を図る為、診療所業務のIT化の推進に向け検討を進める。

ハ) 行政関連の予防接種は継続して実施する。

2 検疫衛生思想の普及啓発に関する事業

国際的な感染症に関する情報をWHO等から収集し、迅速且つ適確に来所者に提供すると共に、ホームページの充実を図り広報に努める。

3 国際保健活動への協力

国際保健活動関係団体の活動に業績の許容範囲内で参加、協力する。

4 その他協会の目的を達成する為に必要な事業

当協会定款第3条の目的を達成する為に必要な事業を行う。